

# 第18回 定時株主総会招集ご通知

## 日時

2021年9月29日（水曜日）  
午前10時（受付開始：午前9時予定）

## 場所

東京都港区白金台三丁目2番10号 白金台ビル3階  
株式会社ブレインパッド本社 会議室

## 決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）  
6名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任  
の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）  
の報酬等の額決定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額  
決定の件
- 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役および  
社外取締役を除く）に対する譲渡制限付  
株式の付与のための報酬決定の件



株式会社ブレインパッド

データ活用の促進を通じて持続可能な未来をつくる

2004年の創業以来、データによるビジネス創造と経営改善に  
向き合ってきたデータ活用のリーディングカンパニー

# コロナ禍による業績影響は既に底打ち。成長軌道に戻し、中期経営計画の達成

# DX需要の拡大を追い風に年率20%前後を目指す



(写真左) 代表取締役会長 佐藤 清之輔 (さとう・せいすけ)  
(写真右) 代表取締役社長 草野 隆史 (くさの・たかふみ)

両者はブレインパッドの共同創業者であり、引き続き2代表制のもと、中期経営計画を推進してまいります。

## 2021年6月期の売上高は、上期は前年並みに留まったが、下期よりコロナ影響が払拭され、本来の成長速度に回復

2021年6月期の期初は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、売上高が前年並みに留まることをファーストケースと想定しており、実際に上期の売上高は前年同四半期比横ばいのまま推移いたしました。下期以降は受注活動の活発化によってコロナ影響が底を打ち、売上成長スピードが回復してきています。

(単位：百万円)

	2020年6月期実績	2021年6月期実績	増減率	
連結売上高	6,621	7,101	+7.2%	
上期	3,190	3,203	+0.4%	上期は横ばい
下期	3,431	3,898	+13.6%	↓ 下期は回復
連結経常利益	1,078	883	△18.1%	

## 皆さまへの利益還元と資本効率の向上のため、自己株式取得を実行

当社グループの中期経営計画では、資本活用による最優先課題を、既存ビジネスの成長を加速させるようなM&Aをはじめとする事業成長投資とし、その活用が進まない場合は株主還元の可能性を検討するものと位置づけてまいりました。

右ページで説明するとおり、次期にはオフィス集約・移転のための投資を予定しておりますが、次期の連結業績予想をふまえると手元資金が大幅に減少していく状況ではないと考えられることから、M&Aの準備資金として一定程度の資金を確保したうえで、なお余剰となる資金の一部を活用した自己株式の取得を実行することを、本年8月12日付の当社取締役会にて決議いたしました。

- 取得対象株式の種類 普通株式
- 取得し得る株式の総数 130,000株 (上限) (発行済株式総数 (自己株式を除く) に対する割合 1.75%)
- 株式の取得価額の総額 8億円 (上限)
- 取得する期間 2021年8月13日～2021年12月31日
- 取得方法 東京証券取引所における市場買付 (証券会社による取引一任形式)

## 次期(2022年6月期)は、年率20%前後の売上成長を確保。3つのアクションを実行のうえ、売上同等の利益成長も実現へ

2022年6月期は、足元の受注活動がコロナ前を上回る水準に達してきていることをふまえ、中期経営計画にて目標とする年率20%前後の売上成長を確保するとともに、今後の持続的成長の礎とするための、投資を伴う3つの重点アクションを実行しながら、売上同等の利益成長も実現することを目指します。

(単位：百万円)

	2021年6月期実績	2022年6月期業績予想	増減率	<参考> 中計最終年度の目標 (2023年6月期)
連結売上高	7,101	8,500	+19.7%	11,500
連結経常利益	883	1,080	+22.2%	2,000

### <投資を伴う3つの重点アクション>

#### 前期末の従業員数比 24.8%増の人材採用

拡大するDX需要を取り込むために、ブレインパッド単体で、中途採用・新卒採用合わせ、106名 (当連結会計年度末比24.8%増) の増員を計画しております。

#### プロダクト事業の 再成長

成長が限定的になっているプロダクト事業の再成長に向けて、一層の連携強化・生産性向上を図るため、同事業に係る部門を集約する組織変更を実施するとともに、セールス・マーケティング機能・プロセスを強化するための各種取り組みを計画しております。

#### 組織力強化のための オフィス集約・移転

さらなる人員拡大および事業成長と、コロナ禍以降の働き方の変化に対応するべく、2022年5月を目前に、東京都港区白金台の本社・同品川区目黒オフィスの2拠点を、新オフィス1拠点へ集約する本社移転を計画しております。

※これらのアクションに伴い想定される業績影響は、後述の「対処すべき課題」をご参照ください。

## 新市場区分「プライム市場」適合に関するお知らせ



ブレインパッドは、2021年7月9日付にて株式会社東京証券取引所より新市場区分における上場維持基準への適合状況に関する一次判定結果を受領し、新市場区分における「プライム市場」の上場維持基準に適合している旨を確認いたしました。

この結果に基づき、当社は、今後の取締役会決議を経て、株式会社東京証券取引所が定める新市場区分の選択申請に係る所定の手続きを進めていく予定です。

## ブレインパッドの特長・魅力を伝えるオウンドメディアのご紹介

データ活用のプロとしての専門性・強みが伝わる【DOORS - BrainPad DX Media -】

DXの最前線で活躍するブレインパッドの社員や、クライアント企業等との対談を通じて、DX推進やデータ活用のヒントをお伝えします。

これまでのデータ活用を核としたDX実践経験から培った考え、ノウハウ、

ベストプラクティスをさまざまな角度から発信する、データ活用のプロフェッショナルとしてのブレインパッドの専門性・強みが伝わるメディアです。



ブレインパッドの社員が大切にしている価値観や文化が伝わる「Platinum Data Blog」



ブレインパッドの社風や働き方、多彩なプロフェッショナルの日常をより深く知ってもらいたいという想いをもとに、さまざまな記事をお届けする公式コーポレートブログです。2014年に開設した歴史あるブログであり、社員からは「プラチナブログ」という愛称で親しまれています。



# コーポレートガバナンスに関するサマリー情報

カテゴリ	議決権行使判断のポイント	当社の状況	参照ページ
計算書類	会計監査人および監査役からの懸念表明の有無	無し	P56-P63
剰余金の配当	利益還元方針の説明	自己株式の取得を決議	P41、インターネット開示事項P14
	自己資本比率	80.9%	-
	ROE	13.8%	-
	過去3年間の平均ROE	26.2%	-
取締役の選任 (本総会の決議事項の承認可決後)	取締役数	9名 (うち、監査等委員である取締役3名)	P17-P26
	取締役(監査等委員である取締役を除く)の任期	1年	P10
	監査等委員である取締役の任期	2年	P10
	社外取締役数	5名	P17-P26
	独立役員となる取締役数	4名	P17-P26
	女性である取締役数	1名	P17-P26
	取締役会の出席率が75%未満の社外取締役の有無	無し	P17-P26
役員報酬	当事業年度の役員報酬の総額	158,460千円	P47-P48
	前事業年度の役員報酬の総額	145,635千円	-
退職慰労金	退職慰労金制度の有無	無し	-
株式報酬	役員への譲渡制限付株式報酬の付与	有り	P47-P48
	役員へのストックオプションの付与	無し	-
買収防衛策	買収防衛策の有無	無し	-
自己株式の取得	株式数と発行済株式総数に対する割合	327株(0.0%)	インターネット開示事項P17

証券コード 3655  
2021年9月14日

株 主 各 位

東京都港区白金台三丁目2番10号  
株式会社ブレインパッド  
代表取締役社長 草野 隆史

## 第18回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第18回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類（9頁～32頁）をご検討のうえ、後記のご案内（7頁～8頁）に従って2021年9月28日（火曜日）午後6時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年9月29日（水曜日）午前10時  
（受付開始時刻は、午前9時を予定しております。）
2. 場 所 東京都港区白金台三丁目2番10号  
白金台ビル3階  
株式会社ブレインパッド本社 会議室
3. 目的事項  
    [報告事項]
  1. 第18期（2020年7月1日から2021年6月30日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第18期（2020年7月1日から2021年6月30日まで）計算書類報告の件  
    [決議事項]

第1号議案	定款一部変更の件
第2号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件
第3号議案	監査等委員である取締役3名選任の件
第4号議案	補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
第5号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額決定の件
第6号議案	監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
第7号議案	取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

#### 4. その他招集にあたっての決定事項

書面およびインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効とさせていただきます。また、インターネットにより複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効とさせていただきます。

以上

法令および当社定款第14条の規定に基づき、本株主総会招集ご通知に際して提供すべき書面のうち、次の事項につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.brainpad.co.jp/>) に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の提供書面には記載していません。

- ①事業報告における「Ⅲ 新株予約権等に関する事項」「Ⅴ 会計監査人に関する事項」および「Ⅵ 業務の適正を確保するための体制」
- ②連結計算書類の連結注記表
- ③計算書類の個別注記表

したがって、本株主総会招集ご通知の提供書面は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした書面の一部となります。

---

当日総会にご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

代理人によるご出席は、当社の議決権を有する他の株主様1名に限らせていただきます。この場合、委任された株主様の議決権行使書用紙とともに委任状等の代理権を証明する書面が必要となりますので、会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。株主様ではない代理人および同伴の方等株主様以外の方は、株主総会にご出席いただけません。

株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.brainpad.co.jp/>) に、修正後の事項を掲載させていただきます。

本株主総会の決議結果は、書面による決議通知のご送付に代えて、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.brainpad.co.jp/>) に掲載させていただきますので、あらかじめご了承くださいようお願い申し上げます。

本株主総会におきましては、おみやげの配布は予定しておりません。  
何卒ご理解の程宜しくお願い申し上げます。

### 書面による議決権行使のご案内

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2021年9月28日（火曜日）午後6時までに到着するよう、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

### インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご確認のうえ、2021年9月28日（火曜日）午後6時までに行使くださいますようお願い申し上げます。

#### 1. 議決権行使の方法について

##### (1) QRコードを読み取る「スマート行使®」による方法

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使いただけます。

なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」を入力くださいますようお願い申し上げます。

詳細につきましては、別紙「スマートフォン用議決権行使ウェブサイト『スマート行使®』の使い方」をご確認くださいようお願い申し上げます。

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

##### (2) 「議決権行使コード」および「パスワード」を入力する方法

議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力くださいますようお願い申し上げます。また、以下のQRコードを読み取る方法により、当該ウェブサイトにもアクセスいただくこともできます。

なお、議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者への接続料金等は、株主様のご負担となり、パソコン、スマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合がございます。



#### 2. お問い合わせ先につきまして

(1) インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせにつきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
TEL：0120 - 652 - 031（受付時間 午前9時～午後9時）

(2) 其他のご照会につきましては、以下にお問い合わせください  
ますようお願い申し上げます。

- ・証券会社に口座をお持ちの株主様のお問い合わせ先  
お取引の証券会社
- ・証券会社に口座のない株主様（特別口座の株主様）の  
お問い合わせ先  
三井住友信託銀行 証券代行部  
TEL：0120 - 782 - 031  
（受付時間 午前9時～午後5時 土日休日を除く）

### 新型コロナウイルス感染防止に関するお知らせ

株主総会にご出席される株主様は、株主総会開催日における感染状況  
およびご自身の体調をお確かめのうえ、手洗い・マスク着用等の感染予  
防にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。

また、株主総会会場において、検温、入場制限等感染予防のための措  
置を講じる場合もございますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上  
げます。

株主総会開催日までにおける感染状況または政府等の発表内容等に基  
づき対応を変更する場合、当社ウェブサイト

(<https://www.brainpad.co.jp/ir/>)にてお知らせいたします。

### 株主総会ライブ配信に関するお知らせ

株主総会当日は、インターネットを通じてのライブ配信を予定して  
おります。

<視聴方法>

当社ウェブサイト (<https://www.brainpad.co.jp/ir/>) において、  
視聴方法につきましてご案内いたしますので、アクセスしてご確認ください  
ますようお願い申し上げます。なお、以下のQRコードを読み取る方  
法により、当該ウェブサイトへアクセスいただくこともできます。



<配信開始日時>

当日午前9時55分頃より配信開始予定

なお、ライブ配信上で株主としての議決権行使、ご質問を承ることは  
できません。また、インターネットの接続方法、視聴方法等に関する技  
術的なお問い合わせにはお答えできません。

ライブ配信を行わないこととなった場合は、当社ウェブサイト  
(<https://www.brainpad.co.jp/ir/>)にてお知らせいたします。

## 株主総会参考書類

### 【第1号議案】 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

- (1)当社は、取締役会の監督機能・監督体制の強化を通じて、より一層のコーポレートガバナンス体制の充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除を行うものであります。
- (2)現行定款第40条において、監査役の責任免除の規定を定めておりますが、同規定の削除後も、削除前の監査役の行為について責任免除が可能であることを明確にするため、監査役の責任免除に関する経過措置を附則として新設するものであります。
- (3)上記の各変更に伴う字句の修正、条数の整備等の所要の変更およびその他の条文の必要な整理を行うものであります。
- (4)本議案における定款変更につきましては、本総会終結の時をもって効力が発生するものとします。

#### 2. 変更案の内容

変更案の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(取締役の員数) 第19条 当社の取締役は、 <u>10名以内とする。</u>	(取締役の員数) 第19条 当社の取締役(監 査等委員である取締 役を除く。)は <u>10名 以内、監査等委員で ある取締役は5名以内 とする。</u>

現行定款	変更案
<p>(取締役の選任及び解任)</p> <p>第20条 (省略)</p> <p>2. (省略) (新設)</p> <p>3. (省略)</p> <p>4. (省略) (新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役の選任及び解任)</p> <p>第20条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. <u>前項の規定による取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して行う。</u></p> <p>4. (項数繰下げ、現行どおり)</p> <p>5. (項数繰下げ、現行どおり)</p> <p>6. <u>当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u></p> <p>7. <u>前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>
<p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 <u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>2. 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第22条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>(2) 取締役会の決議により、取締役会長及び取締役社長各1名並びに取締役副社長若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(2) <u>取締役及び監査役</u>の全員の同意があるときは、<u>招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p>	<p>3. 増員又は補欠として選任された取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）の任期は、他の在任取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）の任期の満了する時までとする。</p> <p>4. <u>退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第22条 代表取締役は、取締役会の決議によって、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から選定する。</u></p> <p>2. <u>取締役会の決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、取締役会長及び取締役社長各1名並びに取締役副社長若干名を定めることができる。</u></p> <p>(取締役会の招集) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の決議方法)  <u>第24条</u> <u>取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(取締役会の決議の省略)  <u>第25条</u> (省略)</p>	<p>(取締役会の決議の省略)  <u>第24条</u> (条数繰上げ、現行どおり)</p>
<p>(取締役会規程)  <u>第26条</u> (省略)</p>	<p>(取締役会規程)  <u>第25条</u> (条数繰上げ、現行どおり)</p>
<p>(取締役会議事録)  <u>第27条</u> <u>取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(取締役の報酬等)  <u>第28条</u> <u>取締役の報酬、賞与其他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(取締役の報酬等)  <u>第26条</u> <u>取締役の報酬、賞与其他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>(取締役の責任免除)  <u>第29条</u> (省略)</p>	<p>(取締役の責任免除)  <u>第27条</u> (条数繰上げ、現行どおり)</p>
<p>(2) (省略)</p>	<p>2. (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>第5章 <u>監査役及び監査役会</u></p> <p>(<u>監査役及び監査役会の設置</u>)  第30条 <u>当社は監査役及び監査役会を置く。</u></p> <p>(<u>監査役の員数</u>)  第31条 <u>当社の監査役は、5名以内とする。</u></p> <p>(<u>監査役の選任</u>)  第32条 <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u>  2. <u>監査役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(<u>監査役の任期</u>)  第33条 <u>監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u>  2. <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(<u>監査役の報酬等</u>)  第34条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>第5章 <u>監査等委員及び監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>(<u>常勤監査役</u>)  <u>第35条 監査役会は、その決議によって監査役の中から、常勤監査役を選定する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(<u>監査役会の招集</u>)  <u>第36条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>  2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(<u>監査役会の決議方法</u>)  <u>第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(<u>監査役会の議事録</u>)  <u>第38条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(<u>監査役会規程</u>)  <u>第39条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>(監査役の責任免除)</u>            第40条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、監査役(監査役であった者を含む。)の責任を、法令に定める範囲内で、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>(2) <u>当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、監査役との間に、責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額とする。</u></p>	<p>(削除)</p>  <p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の設置)</u>            第28条 <u>当社は、監査等委員会を置く。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(常勤の監査等委員)</u>            第29条 <u>監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から、常勤の監査等委員を選定する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u>            第30条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会規程)</u>            第31条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="97 200 323 269">第41条～第43条 (省略)</p> <p data-bbox="97 306 497 486">(会計監査人の報酬等) 第44条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p data-bbox="97 527 323 596">第45条～第48条 (省略)</p> <p data-bbox="252 637 335 719">(新設) (新設)</p> <p data-bbox="252 1295 335 1336">(新設)</p>	<p data-bbox="528 200 899 269">第32条～第34条 (条数繰上げ、現行どおり)</p> <p data-bbox="528 306 928 486">(会計監査人の報酬等) 第35条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p data-bbox="528 527 899 596">第36条～第39条 (条数繰上げ、現行どおり)</p> <p data-bbox="681 637 774 678">附 則</p> <p data-bbox="528 686 928 756"><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p data-bbox="644 760 928 1291">当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、2021年9月29日開催の第18回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p data-bbox="561 1299 928 1586">2. <u>2021年9月29日開催の第18回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）と締結済の責任限定契約については、なお従前の例による。</u></p>

【第2号議案】 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（8名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ）6名の選任をお願いしたいと存じます。本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名	現在の当社における地位および担当	候補者属性
1	さとうせいすけ 佐藤清之輔	代表取締役会長 プロフェッショナルサービス事業管掌	再任
2	くさのたかふみ 草野隆夫	代表取締役社長、 マーケティング本部、人事本部、 内部監査室、CDTO室管掌	再任
3	いしかわこう 石川耕	取締役 アナリティクス本部、 データエンジニアリング本部、 コーポレート本部管掌	再任
4	せきぐちともひろ 関口朋宏	取締役 プロダクト事業、 プロダクトビジネス本部、 ビジネス統括本部管掌	再任
5	さのてつや 佐野哲哉	社外取締役	再任 社外 独立
6	うしじままきこ 牛島真希子	社外取締役	再任 社外 独立

**再任** 再任取締役候補者

社外 社外取締役候補者

独立 証券取引所独立役員

<b>【候補者番号】</b> ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)
<b>【1】</b>  さとう せい の すけ 佐 藤 清 之 輔 1957年8月7日 (満64歳) 所有する当社の株式数 723,300株 取締役会への出席状況 100%(17回/17回中) <div style="text-align: center; background-color: black; color: white; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">再任</div>	<p>1980年 4月 日本電気株式会社 入社            1990年 4月 日本AT&amp;T株式会社 入社            1991年 4月 株式会社TCSI (米TCSO社日本法人) 設立            代表取締役            1997年10月 アルゴレックス株式会社設立 代表取締役            2001年 1月 株式会社マーケティングスイッチ・ジャパン設立            代表取締役            2004年 3月 当社設立 営業部長            2006年 9月 当社 取締役            2015年 7月 当社 代表取締役社長            2019年 7月 当社 代表取締役会長 (現任)</p> <p><b>【担当】</b> プロフェッショナルサービス事業</p> <p><b>選任理由</b>            佐藤清之輔氏は、当社の創業者であり、創業当時より、先進技術である最適化や、データ分析領域における海外企業とのリレーションに強みを持ち、早くからデータ活用ビジネスの推進や独自の強い海外ソフトウェア製品群の国内展開に成功し、当社グループの成長を牽引してまいりました。            2015年7月からは当社の代表取締役社長として、前・中期経営計画(2016年6月期～2019年6月期)の指揮を執り、組織規模の拡大および案件の長期大型化による収益拡大を推し進め、過去最高の売上高・利益の創出を実現いたしました。2019年7月からは代表取締役会長として、社長および経営陣の支援や大規模案件の開拓、自身の強みである海外ネットワークを活かした活動を推進しており、引き続き、当社取締役として適任と判断し、選任をお願いするものとなります。</p>
<b>【2】</b>  くさ の たか ふみ 草 野 隆 史 1972年9月5日 (満49歳) 所有する当社の株式数 230,200株 取締役会への出席状況 100%(17回/17回中) <div style="text-align: center; background-color: black; color: white; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">再任</div>	<p>1997年 4月 日本サン・マイクロシステムズ株式会社 (現 日本オラクル株式会社) 入社            1999年 7月 株式会社リセット 入社            2000年 5月 株式会社フリービット・ドットコム (現 フリービット株式会社) 設立 取締役            2004年 3月 当社設立 代表取締役社長            2013年 5月 一般社団法人データサイエンティスト協会 代表理事 (現任)            2015年 9月 当社 代表取締役会長            2019年 7月 当社 代表取締役社長 (現任)</p> <p><b>【重要な兼職の状況】</b>            一般社団法人データサイエンティスト協会 代表理事  <b>【担当】</b> マーケティング本部、人事本部、            内部監査室、CDTO室</p> <p><b>選任理由</b>            草野隆史氏は、当社の創業者であり、創業時より代表取締役社長を務め、日本国内では前例が乏しかったデータ活用・分析ビジネスを切り開き、また、2015年9月からは代表取締役会長として、国内のデータ活用を推進する政府主導の活動への参画や、業界団体である一般社団法人データサイエンティスト協会の代表理事を兼務するなど業界内での存在感を発揮してまいりました。            2019年7月からは再び代表取締役社長として、現・中期経営計画(2020年6月期～2023年6月期)の達成に向け、経営および事業全般の指揮を執っており、引き続き、当社取締役として適任と判断し、選任をお願いするものとなります。</p>

<p>【候補者番号】 ふ り が な 氏 名 (生年月日)</p>	<p>略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)</p>
<p>[3]</p>  <p>いし かわ こう 石 川 耕 1975年8月14日 (満46歳)</p> <p>所有する当社の株式数 31,300株</p> <p>取締役会への出席状況 100%(17回/17回中)</p> <p style="text-align: center;"><b>再任</b></p>	<p>1998年 4月 アンダーセンコンサルティング (現アクセンチュア株式会社) 入社 2004年 6月 石川樹脂工業株式会社 入社 2010年12月 東京弁護士会 登録 2011年 1月 株式会社オールアバウト 入社 2012年 7月 同社 執行役員CFO 2014年 7月 当社 入社 2014年 8月 当社 ビジネスサポート本部長 2014年 9月 当社 取締役 (現任)</p> <p>【担当】 アナリティクス本部、 データエンジニアリング本部、コーポレート本部</p> <p>選任理由 石川氏は、2014年9月から当社取締役に就任し、ビジネスコンサルタントの経験、弁護士としての法務知識、前職を含めたCFO職としての財務知識などを発揮し、管理部門を率いてきており、経営の重要事項に関する適切な意思決定や、業務執行に対する監督などの役割を果たしてまいりました。 さらに、これまでの自身の豊富かつ幅広い経験と実績を活かし、2019年7月からはさらなる事業拡大が求められるデータエンジニアリング本部を、2021年7月からは当社の祖業である受託分析ビジネスを担うアナリティクス本部を新たに管掌して当社の企業価値向上に資する役割を担っており、引き続き、当社取締役として適任と判断し、選任をお願いするものとなります。</p>
<p>[4]</p>  <p>せき ぐち とも ひろ 関 口 朋 宏 1977年3月25日 (満44歳)</p> <p>所有する当社の株式数 53,200株</p> <p>取締役会への出席状況 100%(17回/17回中)</p> <p style="text-align: center;"><b>再任</b></p>	<p>2001年 6月 アクセンチュア株式会社 入社 2011年12月 同社 シニアマネジャー 2017年 4月 当社 入社、AIビジネス本部長 2019年 7月 当社 ビジネス統括本部長 (現任) 2019年 9月 当社 取締役 (現任)</p> <p>【担当】 プロダクト事業、プロダクトビジネス本部、 ビジネス統括本部</p> <p>選任理由 関口朋宏氏は、2017年4月の当社入社から直ちに、これまでのコンサルティングファームにおける戦略、人材・組織領域を中心とする豊富なビジネスコンサルタント経験を活かした新組織立ち上げの準備を行い、AIビジネス本部長としてビジネスコンサルティング組織を率いながら、当社の事業資産を幅広く活用する大型案件の獲得・実行の責任者として、収益拡大に貢献してまいりました。そして、2019年7月からはビジネス統括本部の責任者、同年9月からは取締役として、当社の売上成長を牽引する役割を担っております。 2021年7月からは、引き続き当社グループ全体の営業戦略の統括とコンサルティングビジネスの高度化を担うだけでなく、プロダクト事業も管掌することで、より全社的な視点から当社の企業価値向上に資する役割を担っており、引き続き、当社取締役として適任と判断し、選任をお願いするものとなります。</p>

<b>【候補者番号】</b> <small>ふ り が な</small> <small>氏 名</small> (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)
<p data-bbox="106 288 142 318">【5】</p>  <p data-bbox="122 615 308 645"><small>さ の てつ や</small></p> <p data-bbox="122 645 308 676">佐野哲哉</p> <p data-bbox="130 676 308 707">1970年1月16日</p> <p data-bbox="168 707 260 737">(満51歳)</p> <p data-bbox="114 737 314 778">所有する当社の株式数 5,000株</p> <p data-bbox="114 799 314 840">取締役会への出席状況 100%(17回/17回中)</p> <div data-bbox="111 860 322 901" style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="111 860 215 901" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</div> <div data-bbox="215 860 322 901" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</div> </div> <div data-bbox="111 921 215 962" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;">独立</div>	<p data-bbox="360 282 948 329">1992年10月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）入所</p> <p data-bbox="360 329 674 359">1996年 6月 公認会計士 登録</p> <p data-bbox="360 359 948 406">2000年 5月 株式会社フリービット・ドットコム（現フリービット株式会社）設立 入社</p> <p data-bbox="360 406 674 437">2001年 7月 同社 取締役CFO</p> <p data-bbox="360 437 948 484">2005年 8月 グローウィン・パートナーズ株式会社設立 代表取締役（現任）</p> <p data-bbox="360 484 674 515">2014年 9月 当社 社外監査役</p> <p data-bbox="360 515 843 545">2015年 8月 株式会社ZUU 社外監査役（現任）</p> <p data-bbox="360 545 746 576">2017年 9月 当社 社外取締役（現任）</p> <p data-bbox="360 576 565 607"><b>【重要な兼職の状況】</b></p> <p data-bbox="360 607 857 654">グローウィン・パートナーズ株式会社 代表取締役、 株式会社ZUU 社外監査役</p> <p data-bbox="360 664 731 694"><b>選任理由および期待される役割の概要</b></p> <p data-bbox="360 694 948 793">佐野哲哉氏は、2014年9月に当社社外監査役に就任以来、公認会計士としての専門的かつ豊富な経験と知識等に基づき、取締役会等での発言を通じて、適切に経営監視を行ってまいりました。</p> <p data-bbox="360 793 948 966">また、2017年9月に当社社外取締役に就任以来、同氏の起業家および経営者としての豊富なビジネス経験と、数々のM&amp;A支援業務や上場支援業務を通じて培われた業界を問わない幅広い見識を活かし、経営へ提言を行ってまいりました。今後も引き続き社外取締役として、業務執行取締役から独立した客観的視点に基づいて経営への提言をいただけるものと判断し、選任をお願いするものとなります。</p>

【候補者番号】 ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)
<p data-bbox="106 435 140 461">【6】</p>  <p data-bbox="106 758 325 854">うしじま まきこ 牛島真希子 1965年4月10日 (満56歳)</p> <p data-bbox="106 874 325 925">所有する当社の株式数 0株</p> <p data-bbox="106 946 325 997">取締役会への出席状況 100%(17回/17回中)</p> <div data-bbox="106 1007 325 1109"> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;">独立</div> </div>	<p data-bbox="360 271 952 748"> 1989年4月 防衛庁(現防衛省) 入庁  1995年5月 ニューヨーク州弁護士 登録  1995年11月 シャーマン・アンド・スターリング外国法事務弁護士事務所 入所  1998年5月 オリック・ヘリントン・サトクリフ外国法事務弁護士事務所 入所  2002年7月 GEフリートサービスコーポレーション執行役員・法務部長  2003年2月 ドーシー・アンド・ウィットニー外国法事務弁護士事務所 入所  2008年7月 米国公認会計士(イリノイ州) 登録  2008年12月 弁護士(東京第一弁護士会) 登録  長島・大野・常松法律事務所 入所  2011年7月 西川シンドリー・オースティン外国法事務弁護士事務所 入所  2017年2月 ジョーンズ・デイ外国法事務弁護士事務所 入所  2019年1月 Jones Day 法律事務所 オブカウンセル弁護士 就任(現任)  2019年9月 当社 社外取締役(現任) </p> <p data-bbox="360 758 952 823"> <b>【重要な兼職の状況】</b>  Jones Day 法律事務所 オブカウンセル弁護士 </p> <p data-bbox="360 833 952 1277"> <b>選任理由および期待される役割の概要</b>  牛島真希子氏は、2019年9月に当社社外取締役に就任以来、国際的な法律事務所における日本法弁護士としての経験だけでなく、クロス・ボーダーのM&amp;A取引およびファイナンス取引ならびに海外行政当局規制等に係る専門的かつ豊富な経験と知識を活かし、経営へ提言を行ってまいりました。加えて、女性取締役として、多様性の確保および女性社員の登用・活躍を一層推し進めるための助言・提言も積極的に行っております。  今後もしばらく社外取締役として、業務執行取締役から独立した客観的視点に基づいて経営への提言をいただけるものと判断し、選任をお願いするものとなります。なお、同氏は過去にGEフリートサービスコーポレーション執行役員・法務部長および当社の社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、当社の社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。 </p>

- (注) 1. 草野隆史氏の戸籍上の氏名は、高橋隆史であります。
2. 佐野哲哉氏および牛島真希子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 佐野哲哉氏は、グローウィン・パートナーズ株式会社の代表取締役であり、当社と同社との間には、ソフトウェアの売買等の取引関係があります。その他の候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。
4. 当社は取締役として有能な人材を迎えることができるよう、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、佐野哲哉氏、牛島真希子氏との間で責任限定契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。責任限定契約の概要は、以下のとおりであります。
- ①社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ②上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。
5. 当社は、会社法第430条の3の規定により、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の概要は、事業報告の「IV 会社役員に関する事項 3. 役員等賠償責任保険契約に関する事項」に記載の通りです。各候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 当社は佐野哲哉氏、牛島真希子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員と

して届け出ております。両氏の再任が承認された場合、両氏は引き続き独立役員となる予定であります。

7. 当社の社外取締役就任からの年数（本株主総会終結の時まで）  
 佐野哲哉氏（社外取締役）4年  
 牛島真希子氏（社外取締役）2年

**【第3号議案】 監査等委員である取締役3名選任の件**

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名	現在の当社における地位	候補者属性
1	すずき はるお 鈴 木 晴 夫	常勤監査役	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px; margin-right: 5px;">新任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px; margin-right: 5px;">社外</div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px; margin-top: 5px;">独立</div>
2	やまぐち かつゆき 山 口 勝 之	監査役	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px; margin-right: 5px;">新任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px; margin-right: 5px;">社外</div> </div>
3	おおくぼ かずたか 大 久 保 和 孝	監査役	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px; margin-right: 5px;">新任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px; margin-right: 5px;">社外</div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px; margin-top: 5px;">独立</div>

**新任** 新任取締役候補者

**社外** 社外取締役候補者

**独立** 証券取引所独立役員  
 （届出予定を含む）

<p>【候補者番号】  <small>か</small> <small>り</small> <small>が</small> <small>な</small>  <small>氏</small> <small>名</small>            (生年月日)</p>	<p>略歴、当社における地位および担当            (重要な兼職の状況)</p>
<p>【1】</p>  <p><small>す</small> <small>き</small> <small>は</small> <small>お</small>  <small>鈴</small> <small>木</small> <small>晴</small> <small>夫</small>            1955年10月2日            (満65歳)</p> <p>所有する            当社の株式数            15,000株</p> <p>取締役会への出席状況            100%(17回/17回中)</p> <p>監査役会への出席状況            100%(13回/13回中)</p> <p><input type="checkbox"/> 新任 <input checked="" type="checkbox"/> 社外</p> <p><input type="checkbox"/> 独立</p>	<p>1978年 4月 松下電器産業株式会社 (現パナソニック株式会社) 入社            2006年 8月 アドコアテック株式会社 代表取締役社長            2008年 8月 パナソニックモバイルコミュニケーションズ株式会社 技術戦略担当理事            2010年 1月 同社 技術担当 取締役            2011年 4月 同社 常勤監査役            2012年 1月 パナソニックシステムネットワークス株式会社 常勤監査役            2014年 4月 パナソニックモバイルコミュニケーションズ株式会社 常勤監査役            2015年 9月 当社 常勤社外監査役 (現任)</p> <p>選任理由および期待される役割の概要            鈴木晴夫氏は、経営者としての豊富な経験および経営に関する幅広い見識を有しており、2015年の当社常勤社外監査役就任以来、その経験と見識を活かした実効性の高い監査を行ってまいりました。今後は、当社の常勤の監査等委員として、当社の経営を監査・監督する役割を担っていただきたいため、選任をお願いするものであります。</p>

<b>【候補者番号】</b> <small>ふ り が な</small> <b>氏 名</b> <small>(生年月日)</small>	<b>略歴、当社における地位</b> <small>(重要な兼職の状況)</small>
<p data-bbox="106 384 142 414">【2】</p>  <p data-bbox="101 711 329 752"> <small>やま ぐち かつ ゆき</small>  <b>山 口 勝 之</b> </p> <p data-bbox="132 752 298 809"> 1966年9月22日  <small>(満54歳)</small> </p> <p data-bbox="114 819 260 901"> <b>所有する  当社の株式数</b>  6,100株 </p> <p data-bbox="114 915 317 972"> <b>取締役会への出席状況</b>  88.2%(15回/17回中) </p> <p data-bbox="114 983 317 1040"> <b>監査役会への出席状況</b>  100%(13回/13回中) </p> <div data-bbox="111 1050 322 1095" style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="111 1050 215 1095" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新任</div> <div data-bbox="220 1050 322 1095" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</div> </div>	<p data-bbox="360 277 952 707"> 1991年 4月 第一東京弁護士会登録、西村総合法律事務所  <small>(現西村あさひ法律事務所) 入所</small>  1998年 1月 米国ニューヨーク州弁護士登録  2000年 8月 西村総合法律事務所<small>(現西村あさひ法律事務所)</small> パートナー弁護士  2001年 3月 楽天株式会社<small>(現楽天グループ株式会社)</small>  社外監査役<small>(現任)</small>  2007年 7月 フリービット株式会社 社外監査役<small>(現任)</small>  2011年 3月 株式会社ジュピターテレコム<small>(現JCOM株式会社)</small> 社外監査役  2013年 9月 当社 社外監査役<small>(現任)</small>  2015年 6月 株式会社博報堂DYホールディングス 社外  監査役<small>(現任)</small>  2015年 6月 株式会社博報堂DYメディアパートナーズ  監査役<small>(現任)</small>  2018年10月 西村あさひ法律事務所 ニューヨーク事務所  執行パートナー<small>(現任)</small> </p> <p data-bbox="370 717 567 748"><b>【重要な兼職の状況】</b></p> <p data-bbox="360 748 914 870"> 西村あさひ法律事務所 ニューヨーク事務所 執行パートナー  楽天グループ株式会社 社外監査役  フリービット株式会社 社外監査役  株式会社博報堂DYホールディングス 社外監査役  株式会社博報堂DYメディアパートナーズ 監査役 </p> <p data-bbox="360 891 738 921"><b>選任理由および期待される役割の概要</b></p> <p data-bbox="360 921 943 1210"> 山口勝之氏は、弁護士としての専門的かつ豊富な経験と知識等を有しており、2013年の当社社外監査役就任以来、弁護士としての客観的立場から当社の経営に対する監査を行ってきました。同氏には、引き続き弁護士としての客観的立場から当社の経営を監査・監督する役割を担っていただきたいため、選任をお願いするものであります。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、当社の社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。 </p>

【候補者番号】 ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)
<p>[3]</p>  <p>おお く ぼ かず たか 大 久 保 和 孝 1973年3月22日 (満48歳)</p> <p>所有する 当社の株式数 200株</p> <p>取締役会への出席状況 94.1%(16回/17回中)</p> <p>監査役会への出席状況 100%(13回/13回中)</p> <p><b>新任</b>      <b>社外</b></p> <p><b>独立</b></p>	<p>1995年11月 センチュリー監査法人（現：EY新日本有限責任監査法人）入所</p> <p>1999年 4月 公認会計士 登録</p> <p>2003年10月 新日本インテグリティアシュアランス株式会社（現：EY新日本サステナビリティ株式会社）取締役</p> <p>2005年 2月 同社 常務取締役</p> <p>2006年 6月 新日本監査法人（現：EY新日本有限責任監査法人）パートナー</p> <p>2012年 7月 新日本有限責任監査法人（現：EY新日本有限責任監査法人）シニアパートナー</p> <p>2016年 2月 同法人 経営専務理事 ERM本部長</p> <p>2019年 6月 株式会社大久保アソシエイツ 代表取締役社長（現任）</p> <p>2019年 6月 セガサミーホールディングス株式会社 社外監査役（現任）</p> <p>2019年 6月 サンフロンティア不動産株式会社 社外取締役（現任）</p> <p>2019年 9月 当社 社外監査役（現任）</p> <p>2019年12月 株式会社LIFULL 社外取締役（現任）</p> <p>2020年 2月 株式会社サーラコーポレーション 社外取締役（現任）</p> <p>2020年 6月 株式会社商工組合中央金庫 社外取締役（現任）</p> <p>2020年 6月 武蔵精密工業株式会社 社外取締役（現任）</p> <p>2020年11月 株式会社SS Dnaform 代表取締役（現任）</p> <p>【重要な兼職の状況】</p> <p>株式会社大久保アソシエイツ 代表取締役社長</p> <p>セガサミーホールディングス株式会社 社外監査役</p> <p>サンフロンティア不動産株式会社 社外取締役</p> <p>株式会社LIFULL 社外取締役</p> <p>株式会社サーラコーポレーション 社外取締役</p> <p>株式会社商工組合中央金庫 社外取締役</p> <p>武蔵精密工業株式会社 社外取締役</p> <p>株式会社SS Dnaform 代表取締役</p>
	<p>選任理由および期待される役割の概要</p> <p>大久保和孝氏は、大手監査法人における監査経験だけでなく、企業コンプライアンス・CSRの分野でも専門的かつ豊富な経験と知識等を有しており、2020年の当社社外監査役就任以来、客観的立場から当社の経営に対する監査を行ってきました。同氏には、引き続き公認会計士としての客観的立場から当社の経営を監査・監督する役割を担っていただきたいため、選任をお願いするものであります。</p>

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 各候補者は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は社外取締役および監査役として有能な人材を迎えることができるよう、社外取締役（業務執行であるものを除く）および監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、鈴木晴夫氏および山口勝之氏ならびに大久保和孝氏との間で責任限定契約を締結しております。三氏の選任が承認された場合、当社は三氏との間で責任限定契約を改めて締結する予定であります。責任限定契約の概要は、以下のとおりであります。
- ①社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ②上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。
4. 当社は、会社法第430条の3の規定により、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の概要は、事業報告の「IV 会社役員に関する事項 3. 役員等賠償責任保険契約に関する事項」に記載の通りです。各候

補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

5. 当社は鈴木晴夫氏、大久保和孝氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の選任が承認された場合は、両氏は引き続き独立役員となる予定であります。
6. 当社の監査役に就任してからの年数（本株主総会終結の時まで）  
鈴木晴夫氏（監査役）6年  
山口勝之氏（監査役）8年  
大久保和孝氏（監査役）2年

#### 【第4号議案】 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

**新任** 新任取締役候補者

**社外** 社外取締役候補者

**独立** 証券取引所独立役員  
(届出予定を含む)

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)
 <p>うし ま き こ 牛 島 真 希 子 1965年4月10日 (満56歳)</p> <p>所有する当社の株式数 0株</p> <p>取締役会への出席状況 100%(17回/17回中)</p> <p><b>新任</b>      <b>社外</b></p> <p><b>独立</b></p>	<p>1989年 4月 防衛庁（現防衛省）入庁 1995年 5月 ニューヨーク州弁護士 登録 1995年11月 シャーマン・アンド・スターリング外国法事務弁護士事務所 入所 1998年 5月 オリック・ヘリントン・サトクリフ外国法事務弁護士事務所 入所 2002年 7月 GEフリートサービスコーポレーション執行役員・法務部長 2003年 2月 ドーシー・アンド・ウィットニー外国法事務弁護士事務所 入所 2008年 7月 米国公認会計士（イリノイ州）登録 2008年12月 弁護士（東京第一弁護士会）登録 長島・大野・常松法律事務所 入所 2011年 7月 西川シンドリー・オースティン外国法事務弁護士事務所 入所 2017年 2月 ジョーンズ・デイ外国法事務弁護士事務所 入所 2019年 1月 Jones Day 法律事務所 オブカウンセル弁護士 就任（現任） 2019年 9月 当社 社外取締役（現任）</p> <p>【重要な兼職の状況】 Jones Day 法律事務所 オブカウンセル弁護士</p>
	<p>選任理由および期待される役割の概要</p> <p>牛島真希子氏は、2019年9月に当社社外取締役に就任以来、国際的な法律事務所における日本法弁護士としての経験だけでなく、クロス・ボーダーのM&amp;A取引およびファイナンス取引ならびに海外行政当局規制等に係る専門的かつ豊富な経験と知識を活かし、経営へ提言を行ってまいりましたことから、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、監査等委員である取締役として経営の監査・監督に十分な役割を果たすことができるものと判断いたしました。</p> <p>監査等委員である取締役に就任後は、弁護士としての客観的立場から当社の経営を監査・監督する役割を担っていただきたいため、選任をお願いするものとなります。なお、同氏は過去にGEフリートサービスコーポレーション執行役員・法務部長および当社の社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、当社の監査等委員である取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 牛島真希子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 牛島真希子氏は、第2号議案が原案通り承認された場合、取締役（監査等委員である取締役を除く）に就任する予定ですが、当社が法令に定める監査等委員である取締役の員数（3名）を欠く場合、同氏は取締役（監査等委員である取締役を除く）を辞任し、監査等委員である取締役に就任する予定であります。
4. 当社は取締役として有能な人材を迎えることができるよう、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、牛島真希子氏との間で責任限定契約を締結しております。同氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。責任限定契約の概要は、以下のとおりであります。
- ①社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ②上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。
5. 当社は、会社法第430条の3の規定により、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の概要は、事業報告の「IV 会社役員に関する事項 3. 役員等賠償責任保険契約に関する事項」に記載の通りです。牛島

真希子氏の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

6. 当社は牛島真希子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が監査等委員である取締役就任した場合、同氏は引き続き独立役員となる予定であります。
7. 当社の社外取締役に就任してからの年数（本株主総会終結の時まで）  
牛島真希子氏（社外取締役）2年

#### <ご参考：第5号～第7号議案に関して>

当社においては、2021年6月29日付「監査等委員会設置会社への移行および指名報酬委員会の設置に関するお知らせ」にて発表のとおり、取締役会決議に基づく任意の機関として指名報酬委員会の設置を予定しており、すでに指名報酬委員会の準備委員会として当該委員に就任予定の取締役および監査役において、報酬等の議論を開始しております。

そのため、当社の報酬制度および第5号ないし第7号議案については、正式な指名報酬委員会の発足に先んじて、同準備委員会における議論を経たものとなっております。

なお、今後の指名報酬委員会での議論に応じ、第5号ないし第7号議案において決定いただく予定の報酬等については、その変更を、次回以降の株主総会に提案していくことを想定しております。

**【第5号議案】 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額決定の件**

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員会設置会社に移行いたします。そのため、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において「対象取締役」という）の報酬等の額を決定する件のご承認をお願いしたいと存じます。

対象取締役の報酬等の額を年額総額1億2千万円以内（うち社外取締役分は年額2千万円以内）とさせていただきたいと存じます。

本議案は、当社と同業の国内企業を主なベンチマークとしつつ、当社の収益性および財務状況、ならびに経済情勢等諸般の事情を踏まえたものであり、本議案の内容は相当であると考えております。

第1号議案「定款一部変更の件」および第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は6名（うち社外取締役は2名）となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

**【第6号議案】 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件**

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員会設置会社に移行いたします。そのため、監査等委員である取締役（以下、本議案において「対象取締役」という）の報酬等の額を決定する件のご承認をお願いしたいと存じます。

対象取締役の報酬等の額を年額総額3千万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案は、当社と同業の国内企業を主なベンチマークとしつつ、常勤の監査等委員を設置すること、監査等委員の職責の増大、当社の財務状況および経済情勢等諸般の事情を踏まえたものであり、本議案の内容は相当であると考えております。

第1号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は3名となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

**【第7号議案】** 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。以下、本議案において「対象取締役」という。）に企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額決定の件」においてご承認をお願いしております報酬枠とは別枠で、対象取締役に対し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いしたいと存じます。

本議案に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額7千万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定する（指名報酬委員会に委任する場合を含む）ことといたします。

本議案は、当社と同業の国内企業を主なベンチマークとしつつ、当社の成長実現へのインセンティブが必要であること、当社の財務状況、経済情勢等諸般の事情を踏まえたものであり、本議案の内容は相当であると考えております。

現在の取締役は8名（うち社外取締役2名）ですが、第1号議案「定款一部変更の件」および第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く）は6名（うち社外取締役は2名）となり、対象取締役は4名となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分される当社の普通株式の総数は年1万5千株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）とし、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社

の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。また、これによる当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」）を締結するものとします。

- (1) 対象取締役は、起算日を付与日の属する月の月初日とする3年間に5年間までの間で取締役会が定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。
- (2) 対象取締役が、譲渡制限期間の満了前に当社の取締役を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡またはその他当社の取締役会が正当と認める理由があるときを除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (3) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、任期満了、死亡またはその他当社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間をふまえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- (6) 上記(5)に規定する場合においては、当社は、上記(5)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡

制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

- (7) 本割当契約における意思表示および通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

<ご参考：取締役の報酬等についての株主総会の決議内容の比較>

	これまでの		本決議後の	
	金額等	員数	金額等	員数
取締役または取締役（監査等委員を除く）の報酬等の額（年額）	2億円以内 （うち社外取締役分5千万円以内）	8名 （うち社外取締役2名）	1億2千万円以内 （うち社外取締役分2千万円以内）	6名 （うち社外取締役2名）
監査役または監査等委員の報酬等の額（年額）	5千万円以内	3名	3千万円以内	3名
譲渡制限付株式の付与のための報酬金額	2億円以内	対象取締役6名	7千万円以内	対象取締役4名
譲渡制限付株式の譲渡制限期間	約1年間～ 約35年間		3年間～ 5年間（注）	

（注）付与日の属する月の月初日を、起算日とします。

以上

## (提供書面)

# 事業報告

(2020年7月1日から  
2021年6月30日まで)

## I 企業集団の現況

### 1. 当事業年度の事業の状況

#### (1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が一年を通じて続く中、度重なる緊急事態宣言の発出もあり、経済の回復ペースは緩やかなものに留まりました。国内ICT市場においては、コロナ禍が長期化する中でビジネスから日常生活のあらゆる場面でのデジタル化が加速していることや、デジタルトランスフォーメーション（DX）促進税制の創設など政府がIT投資を後押しする姿勢も強まっており、同市場は底堅く成長しております。

このような中、当社グループは、同感染症拡大の影響があるなかでも、中期経営計画（2020年6月期～2023年6月期）の最終年度の計画（2023年6月期において連結売上高115億円、連結経常利益20億円）を変更しておりません。これは、コロナ禍によりDXが必須であるという認識がより一層高まり、DX投資、データ活用投資が必ず回復・増大していくものと考えられるためです。そして、この最終年度の目標を達成するためには、DX、データ活用に関する需要を十分に取り込むための優秀な人材の採用・育成を継続的に推進する必要があると考えております。

中期経営計画の2年目にあたる当連結会計年度において、売上高は、期初の段階では、同感染症拡大の影響を強く受ける業界から受託する既存案件の売上縮小等により、前年並みに留まることをワーストケースと想定しておりました。実際、上期の売上高は、既存案件の売上縮小と、新規受注までに要する期間の長期化、案件開始時期の遅れなどにより前年同四半期並みの水準で推移いたしましたが、第2四半期連結会計期間以降は受注活動の活発化によって同感染症拡大の影響が底を打ち、下期累計の売上高は前年同四半期比13.6%増に回復し、通期売上高は前期比7.2%増となりました。

一方、利益面は、引き続き積極的な人材採用を進めることを主因に前期比で減益となる前提を置いており、実際に通期の利益面は減益となったものの、売上高の回復、期中の各種費用の節減・適正化、人材採用数が計画に満たなかったこと等により、期初の想定を上回って着地いたしました。

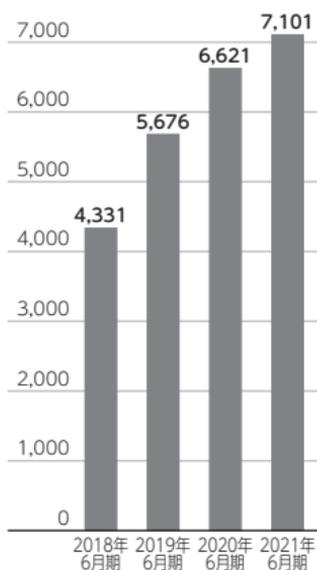
この結果、下期の業績は前年同四半期比で増収増益に転化しており、当連結会計年度の売上高は7,101,347千円（前期比7.2%増）、営業利益は851,296千円（同19.8%減）、経常利益は883,514千円（同18.1%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は601,443千円（同29.9%減）となりました。

なお、営業利益、経常利益に比べて親会社株主に帰属する当期純利益の減益幅が大きいのは、前連結会計年度に特別利益として投資有価証券売却益97,779千円の計上があった一方で、当連結会計年度には次期に計画されているオフィス集約・本社移転に伴う特別損失26,018千円が計上されているためであります。

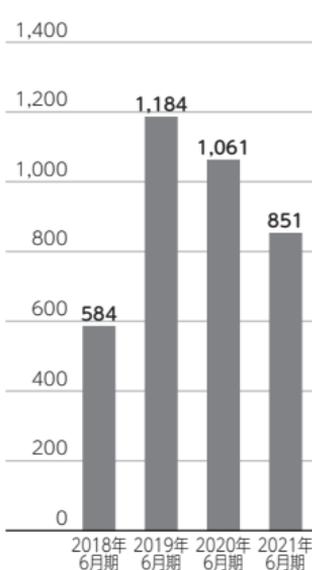
## 第18期（2021年6月期）の業績の概要

（単位：百万円）

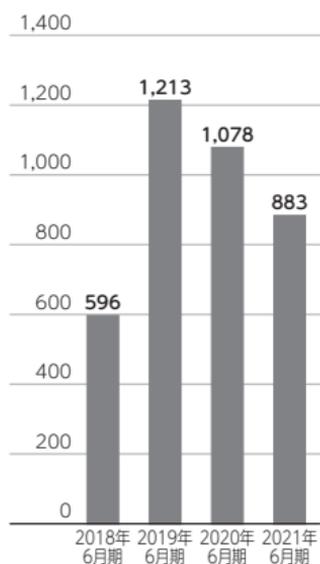
### 売上高



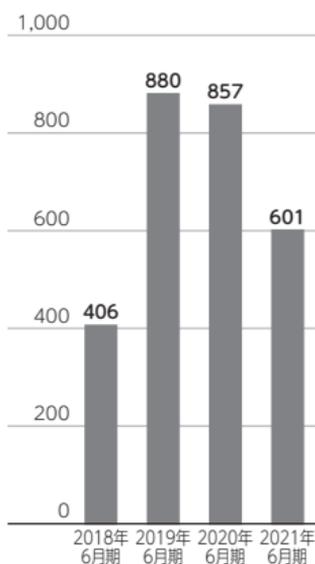
### 営業利益



## 経常利益



## 親会社株主に帰属する 当期純利益



続きまして、事業別の業績は次のとおりです。

当社グループは、第1四半期連結会計期間から、各サービスを強化しながら、より相互の連携に取り組むことで一層の成長を実現するべく、コンサルティング、人的支援を中心とする「プロフェッショナルサービス事業」と、プロダクトの提供を中心とする「プロダクト事業」の2つへ報告セグメントを変更いたしました。以下の前年同期比較については、前年同期の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較分析しております。

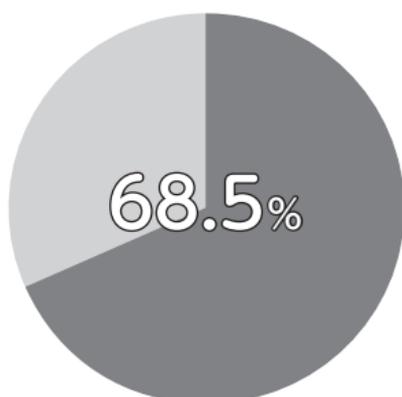
## プロフェッショナルサービス事業

プロフェッショナルサービス事業は、データ分析、システム開発を含むコンサルティング、人的支援を通じて、顧客企業のデータ活用支援を行う事業です。

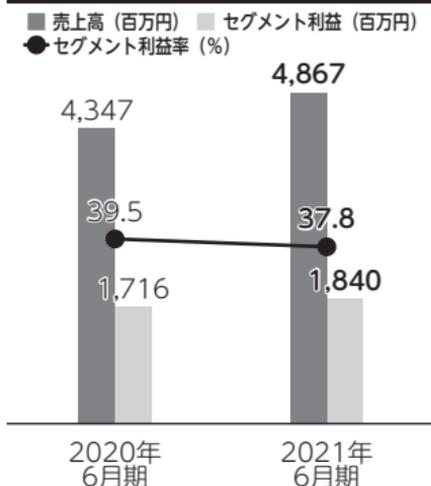
当連結会計年度において、上期は、同感染症拡大の影響を強く受ける業界から受託する既存のデータ分析案件の規模縮小等により苦戦しましたが、その後の受注活動の活発化に伴い、下期においては、売上高・利益面ともに、前年同四半期を上回る水準に回復いたしました。

この結果、売上高は4,867,534千円（前期比12.0%増）、セグメント利益は1,840,881千円（同7.2%増）となりました。

## 売上高構成比



## セグメント業績の推移



## プロダクト事業

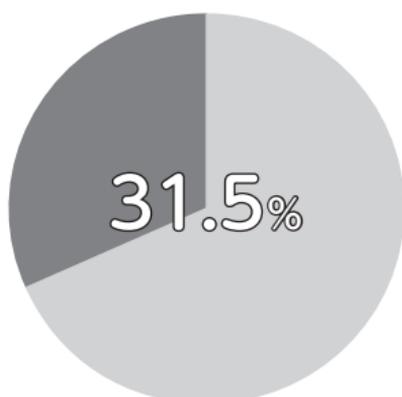
プロダクト事業は、自社製および他社製プロダクトの提供を通じて、顧客企業のデータ活用支援を行う事業です。

当連結会計年度において、売上高は、同感染症拡大の影響を強く受ける業界からの売上規模縮小を新規受注、既存顧客へのアップセルで補った一方で、新規受注による売上増が想定に届かず、前連結会計年度をやや下回りました。

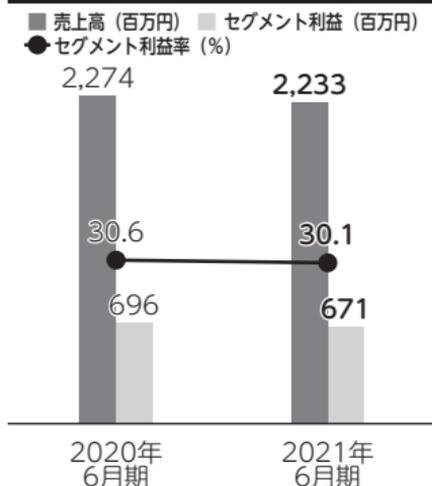
利益面においては、従業員数の増加等により社員人件費をはじめ費用の増加が見込まれていましたが、主要プロダクトへのリソース集中や、各種コストの適正化により収益性の維持に努めた結果、前年並みのセグメント利益を維持することができました。

この結果、売上高は2,233,813千円（前期比1.8%減）、セグメント利益は671,707千円（同3.6%減）となりました。

## 売上高構成比



## セグメント業績の推移



### (2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は、225,194千円（無形固定資産を含む）であります。

その主な内容は、既存の自社開発ソフトウェアである「Rtoaster」のバージョンアップ開発によるものであります。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

### (3) 資金調達の状況

運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座借越契約を締結しております。これらの契約に基づく資金調達枠の総額は350,000千円です。

## 2. 財産および損益の状況

### 企業集団の財産および損益の状況

区分	第15期 (2018年6月期)	第16期 (2019年6月期)	第17期 (2020年6月期)	第18期 (当連結会計年度 (2021年6月期))
売上高 (千円)	4,331,758	5,676,914	6,621,348	7,101,347
経常利益 (千円)	596,443	1,213,979	1,078,543	883,514
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	406,823	880,913	857,955	601,443
1株当たり当期純利益 (円)	60.18	130.30	120.46	80.99
総資産 (千円)	2,691,589	3,867,641	4,983,798	5,778,683
純資産 (千円)	1,808,287	2,689,001	4,028,539	4,674,187
1株当たり純資産 (円)	266.79	397.09	546.84	628.83

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式の総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式の総数により算出しております。

## 3. 重要な親会社および子会社の状況

### (1) 親会社の状況

該当事項はありません。

### (2) 重要な子会社および関連会社の状況

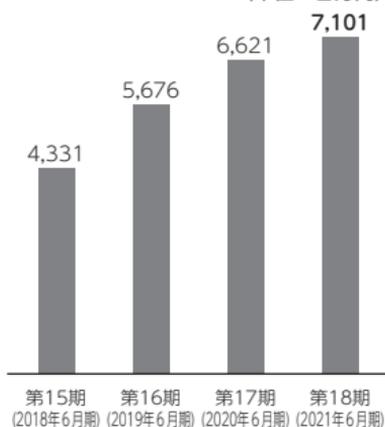
会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
Mynd株式会社	9,000千円	直接100.0% 間接 0.0%	プロダクト事業
株式会社電通 クロスブレイン	150,000千円	直接 33.4% 間接 0.0%	マーケティング領域におけるデータの収集、蓄積、分析および分析結果に基づく各種施策の立案、実行の支援・代行

(注) 1. 当該事業年度において、当社の連結子会社は計1社であり、持分法適用会社は計1社であります。

2. 当社は、2020年7月20日付で、株式会社電通グループとの合併会社として、株式会社電通クロスブレインを設立し、同社を持分法適用会社といたしました。

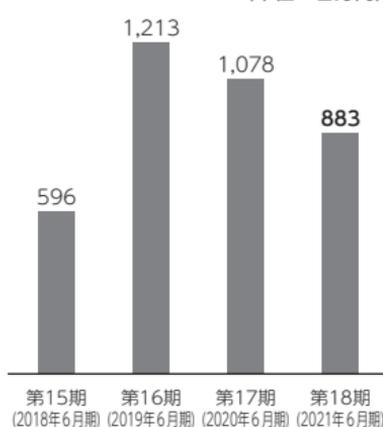
## 売上高

(単位：百万円)



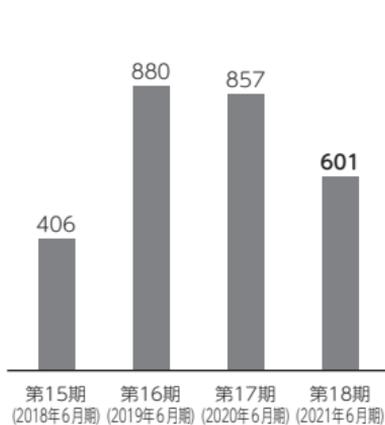
## 経常利益

(単位：百万円)



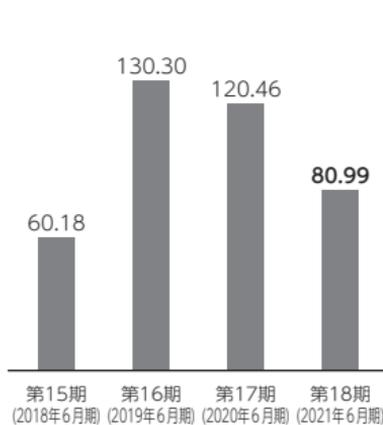
## 親会社株主に帰属する当期純利益

(単位：百万円)



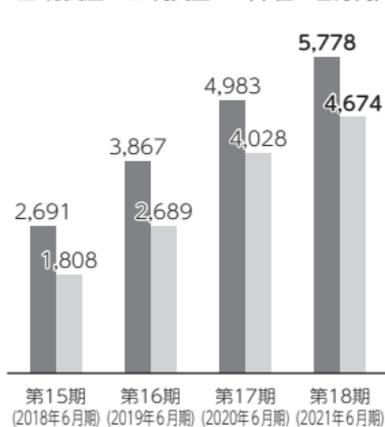
## 1株当たり当期純利益

(単位：円)



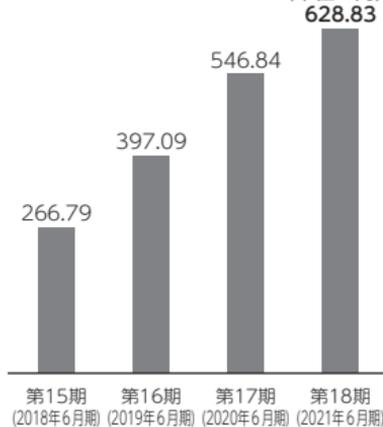
## 総資産/純資産

■ 総資産 ■ 純資産 (単位：百万円)



## 1株当たり純資産

(単位：円)



#### 4. 対処すべき課題

政府は、デジタル化への集中投資・実装とその環境整備（デジタルニューディール）を掲げ、民間企業による攻めのIT投資を後押しする姿勢を強めております。2020年末に経済産業省が発表した「DXレポート2」においては、国内企業には総じてコロナ禍によるデジタル変革への危機感はあるものの、「DXの取り組みを始めている企業」と「まだ何も取り組めていない企業」に二極化しつつあること、そして、これらの企業を支援するITベンダーに求められる役割も変化しており、従来型の受託業務とは決別し、クライアント企業を支援・伴走のうえDXを牽引するのが新たなITベンダー像であることが述べられています。

クライアント企業とITベンダーの一層の共創推進が求められる中、DX推進に必須の「データ活用」に関連する需要は高まり続けるものと考えられるため、当社グループは、引き続き「データ活用」の総合力を発揮するための組織体制の拡大・強化に努め、中期経営計画（2023年6月期において連結売上高115億円、連結経常利益20億円を目標）の達成を目指します。

同計画の3年目となる次期は、足元の受注活動がコロナ前を上回る水準に達してきていることをふまえ、中期経営計画にて目標としている年率20%前後の売上成長へ回復させることを目指します。

また、利益面においては、今後の持続的成長の礎とするための、投資を伴う3つの重点アクション（積極的な人材採用の継続、プロダクト事業の再成長、組織力強化のためのオフィス集約・移転）を実行しながら、売上成長と同等の利益成長を実現することを目指します。

これにより、次期の通期連結業績予想は、売上高8,500百万円（前期比19.7%増）、営業利益1,020百万円（同19.8%増）、経常利益1,080百万円（同22.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益700百万円（同16.4%増）としております。

重点アクション	アクションの概要	想定される業績影響
積極的な 人材採用の継続	ブレインパッド単体で、中途・新卒採用合わせ、106名（当連結会計年度末比24.8%増）の増員を計画。	5億円程度の費用増 （社員人件費、人材採用費等）
プロダクト事業 の再成長	同事業に係る部門を集約する組織変更を実施し、主力プロダクトに人材をはじめ経営資源を集中させる計画。（主力プロダクト以外にかかる費用の適正化も図る）	従来を大きく上回る支出の計画はないものの、セールス・マーケティング機能、プロセスを強化するための各種取り組みに注力し、組織連携促進による販売力強化を図る。
組織力強化の ためのオフィス 集約・移転	2022年5月を目前に、東京都港区白金台の本社・同品川区目黒オフィスの2拠点を、新オフィス1拠点へ集約する本社移転を計画。 今後の人員拡大・事業成長と、アフターコロナの働き方の変化に対応する。	1億円～1.5億円程度の費用増 （うち、特別損失として90百万円前後を想定）

なお、当社グループは、現中期経営計画にて、資本活用による最優先課題を、既存ビジネスの成長を加速させるようなM&Aをはじめとする事業成長投資とし、その活用が進まない場合は株主還元の可能性を検討するものと位置づけてまいりました。

当連結会計年度を終え、中期経営計画の前半2年間が経過いたしました。先進技術の調査等を目的とする少額の出資・投資は実行したものの、人材獲得目的のM&Aのような大型の投資は実現しておりません。加えて、幸いなことに、新型コロナウイルス感染症拡大による業績へのマイナス影響が甚大なものにはならず済んでいるため、手元資金が積み上がる状態が続いております。

次期にはオフィス集約・移転のための投資を予定しておりますが、前述の連結業績予想をふまえると手元資金が大幅に減少していく状況ではないと考えられることから、M&Aの準備資金として一定程度の資金を確保したうえで、なお余剰となる資金の一部を活用し、本年8月中旬より自己株式の取得を実行することを、本年8月12日付の当社取締役会にて決議いたしました。本自己株式の取得は、株主の皆様への利益還元と資本効率の向上に加え、役員・従業員に対する株式報酬への活用、自己株式を利用したM&A・資本提携等への活用などを目的としております。

## 5. 主要な事業内容（2021年6月30日現在）

事業区分	事業内容
プロフェッショナルサービス事業	データ分析、システム開発を含むコンサルティング、人的支援を通じて、顧客企業のデータ活用支援を行う事業。
プロダクト事業	自社製および他社製プロダクトの提供を通じて、顧客企業のデータ活用支援を行う事業。

## 6. 主要な事業所（2021年6月30日現在）

当社	本社：東京都港区
Mynd株式会社	本社：東京都港区

## 7. 使用人の状況（2021年6月30日現在）

### (1) 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
プロフェッショナルサービス事業	210名	22名増
プロダクト事業	85名	6名増
その他	134名	29名増
合計	429名	57名増

(注) 1. 上記にはアルバイトは含んでおりません。

2. 2020年7月1日付報告セグメントの変更により、事業区分を「アナリティクス事業」、「ソリューション事業」および「マーケティングプラットフォーム事業」から上表のとおり変更しております。なお、上記前連結会計年度比の増減は、前連結会計年度の使用人数を再計算し、当該変更後の人員数を比較した増減値であります。

### (2) 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
427名	58名増	35.1歳	3年6か月

(注) 上記にはアルバイトは含んでおりません。

## 8. 主要な借入先の状況（2021年6月30日現在）

該当事項はありません。

## Ⅱ 株式に関する事項 (2021年6月30日現在)

1. 発行可能株式総数      普通株式      14,000,000株
2. 発行済株式の総数      普通株式      7,433,532株
3. 株主数      4,923名
4. 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率(注1)
佐藤 清之輔	723,300株	9.7%
株式会社ディシプリン	673,400株	9.1%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	556,300株	7.5%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	412,200株	5.5%
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140051	395,100株	5.3%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口9)	284,800株	3.8%
THE BANK OF NEW YORK 133652	235,100株	3.2%
草野 隆史(注2)	230,200株	3.1%
伊藤忠商事株式会社	223,000株	3.0%
GOVERNMENT OF NORWAY	218,232株	2.9%

- (注) 1. 持株比率は、自己株式 (327株) を控除して計算しております。  
2. 草野隆史氏の戸籍上の氏名は、高橋隆史であります。

5. 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況  
該当事項はありません。

## Ⅲ 新株予約権等に関する事項

法令および当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.brainpad.co.jp/>) に掲載しております。

## Ⅳ 会社役員に関する事項

### 1. 取締役および監査役の氏名等（2021年6月30日現在）

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況	その他
代表取締役会長	佐藤 清之輔	総合提案推進	(注1)
代表取締役社長	草野 隆史	マーケティング本部、CDTO、 内部監査室、ファウンダーズオフィス、 一般社団法人データサイエンティスト 協会 代表理事	(注1) (注2)
取締役	安田 誠	プロダクトビジネス本部、 Mynd株式会社 代表取締役	(注1)
取締役	石川 耕	データエンジニアリング本部、 人事本部、コーポレート本部	(注1)
取締役	塩澤 洋一郎	アナリティクス本部、 プロダクト事業戦略、 株式会社電通クロスブレイン 取締役	(注1)
取締役	関口 朋宏	ビジネス統括本部	(注1)
取締役	佐野 哲哉	グローウィン・パートナーズ株式会社 代表取締役、株式会社ZUU 社外監査役	(注3) (注5)
取締役	牛島 真希子	Jones Day 法律事務所 オブカウンセ ル弁護士	(注3) (注5)
常勤監査役	鈴木 晴夫	—	(注4) (注5)
監査役	山口 勝之	西村あさひ法律事務所 ニューヨーク 事務所 執行パートナー、 楽天グループ株式会社 社外監査役、 フリービット株式会社 社外監査役、 株式会社博報堂DYホールディングス 社外監査役、 株式会社博報堂DYメディアパートナ ーズ 監査役	(注4)
監査役	大久保 和孝	株式会社大久保アソシエイツ 代表取 締役社長、 セガサミーホールディングス株式会社 社外監査役、 サンフロンティア不動産株式会社 社 外取締役、 株式会社LIFULL 社外取締役、 株式会社サーラコーポレーション 社 外取締役、 株式会社商工組合中央金庫 社外取締 役、 武蔵精密工業株式会社 社外取締役、 株式会社SS Dnaform 代表取締役	(注4) (注5) (注6)

(注) 1. 当事業年度後における業務執行取締役の担当等の異動  
(2021年7月1日付)

氏名	変更前	変更後
佐藤 清之輔	総合提案推進	プロフェッショナルサービス事業
草野 隆史	マーケティング本部、CDTO、内部監査室、ファウンダーズオフィス、一般社団法人データサイエンティスト協会 代表理事	マーケティング本部、人事本部、CDTO室、内部監査室、一般社団法人データサイエンティスト協会 代表理事
安田 誠	プロダクトビジネス本部、Mynd株式会社 代表取締役	Mynd株式会社 代表取締役
石川 耕	データエンジニアリング本部、人事本部、コーポレート本部	アナリティクス本部、データエンジニアリング本部、コーポレート本部
塩澤 洋一郎	アナリティクス本部、プロダクト事業戦略、株式会社電通クロスプレイン 取締役	M&A推進、株式会社電通クロスプレイン 取締役
関口 朋宏	ビジネス統括本部	プロダクト事業、プロダクトビジネス本部、ビジネス統括本部

2. 草野隆史氏の戸籍上の氏名は、高橋隆史であります。
3. 取締役 佐野哲哉氏および牛島真希子氏は、社外取締役であります。
4. 監査役 鈴木晴夫氏、山口勝之氏および大久保和孝氏は、社外監査役であります。
5. 当社は、佐野哲哉氏、牛島真希子氏、鈴木晴夫氏および大久保和孝氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 監査役 大久保和孝氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

## 2. 責任限定契約に関する事項

当社は、会社法第427条第1項の規定により、各社外取締役および各監査役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、職務執行を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないとき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。なお、当該損害賠償責任額を超える部分については、免責するものとしております。

### 3. 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、会社法第430条の3の規定により、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

当該保険契約の被保険者は、当社の取締役および監査役ならびにMynd株式会社の取締役および監査役であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

当該保険により、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含みます）に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る法律上の損害賠償金および争訟費用を、填補することとしております。

ただし、被保険者が犯罪行為または法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害賠償は、当該保険によって填補されない等、一定の免責事由が定められております。

### 4. 取締役および監査役の報酬等

#### (1) 取締役等の報酬等の方針

当社は、2021年6月29日開催の取締役会において、以下のとおり、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を決議しております。

##### ①基本方針

- ア 当社グループと国内の類似業態の企業の報酬水準を参考に競争力のある報酬水準とする。
- イ 取締役（社外取締役を除く）の報酬は、固定金銭報酬（月額）と取締役選任後に付与する非金銭報酬により構成し、業績連動報酬としての賞与は設けない。
- ウ 社外取締役の報酬は、固定金銭報酬のみとする。
- エ 非金銭報酬については、当社の中長期的な企業価値および株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するため、非金銭報酬として譲渡制限付株式（譲渡制限期間は任期以内とし、原則として在籍を条件として譲渡制限を解除する。以下「RS」という）を付与するものとし、付与数は役位、職責に応じて決定する。

##### ②報酬の内容・方法に関する決定方針

現時点では、取締役（社外取締役を除く）の株式保有状況から、企業の価値向上のインセンティブが一定程度存在するものとして、RSは今後を見据えた段階的な拡大を前提とした付与とし、固定金銭報酬主体の報酬とする。

ア 報酬等の種類ごとの割合の決定方針

固定金銭報酬（任期1年換算分の合計額）：RS（任期1年換算で譲渡制限が解除される相当量の付与日における金銭相当額）の割合がおよそ8：2から9：1程度となるように支給または付与するものとする。

イ 報酬等を与える時期または条件の決定方針

(ア) 固定金銭報酬は、任期中毎月支給する。

(イ) RSは、株主総会での取締役選任後3か月以内に、任期1年または中期経営計画の残余期間に相当する量を付与する。ただし、期中に選任された場合はこの限りでない。

③取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役に支給する基本報酬については、取締役会決議に基づき選定された委員による指名報酬委員会（委員の過半数および議長を社外取締役とするもの）にその具体的内容の決定を委任するものとし、指名報酬委員会は、株主総会で決議した報酬等の総額の範囲内において、各取締役の役位、職責等に応じて決定する。

なお、当事業年度における取締役の個人別の報酬等の内容については、上記の決議以前の決定方針に基づいて代表取締役社長（草野隆史、戸籍上の氏名は高橋隆史）に基本報酬の具体的内容の決定を委任し、代表取締役社長は、当社の業績、販売費および一般管理費の総額、競合企業における報酬水準等をふまえ、株主総会で決議した報酬等の総額の範囲内において、各取締役の前事業年度の貢献、役位、職責等に応じて決定いたしました。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、前事業年度の貢献等の評価を行うには、代表取締役社長が適していると判断したためであります。その後、取締役会としては、改めて2021年2月24日開催の取締役会において、その内容が決定方針に沿うものであることを確認しております。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

取締役8名

	取締役8名 合計	うち社外取締役2名分
基本報酬	127,920千円	7,200千円
譲渡制限付株式報酬	11,340千円	—

## 監査役3名

	監査役3名 合計	うち社外監査役3名分
基本報酬	19,200千円	19,200千円

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2011年7月29日開催の臨時株主総会において年額2億円（うち社外取締役3,000万円）以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。なお、当該株主総会終結時の取締役の員数は4名（うち社外取締役1名）であります。
2. 前記1.とは別枠で、2019年9月26日開催の第16回定時株主総会における決議により、取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、年額2億円以内となっております。なお、当該株主総会終結時の取締役の員数は8名（うち社外取締役2名）であります。
3. 上表の譲渡制限付株式報酬の額は、譲渡制限付株式の付与のための報酬に係る当事業年度の費用計上額となっております。なお、当社は、2019年9月26日開催の第16回定時株主総会における決議に基づき、当社と譲渡制限付株式割当契約を締結した取締役（社外取締役を除く）6名に対し、計7,200株を割り当てしております。
4. 監査役の報酬限度額は、2011年7月29日開催の臨時株主総会において年額5,000万円以内と決議いただいております。なお、当該株主総会終結時の監査役の員数は3名（うち社外監査役2名）であります。

## 5. 社外役員に関する事項

- (1) 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

社外役員の兼職につきましては、前記Ⅳ 1. の「担当および重要な兼職の状況」に記載のとおりであります。

各社外役員の兼職先のうち、社外監査役 山口勝之氏が監査役を務める楽天グループ株式会社および株式会社博報堂DYメディアパートナーズと当社の間には、取引関係がありますが、取引額は当該兼職先および当社の事業規模に比して僅少であって、当社が定める社外役員の独立性判断基準を満たしており、当該兼職先と当社間に特別の関係はありません。

- (注) 当該事業年度後において、社外取締役 佐野哲哉氏が代表取締役を務めるグローウィン・パートナーズ株式会社および社外監査役 大久保和孝氏が代表取締役を務める株式会社SS Dnaformと当社の間には取引関係がありますが、取引額は当該兼職先および当社の事業規模に比して僅少であって、当社が定める社外役員の独立性判断基準を満たしており、当該兼職先と当社間に特別の関係はありません。

(2) 当該事業年度における主な活動状況および社外取締役に期待される役割の概要

地位	氏名	活動状況および社外取締役に期待される役割の概要
取締役	佐野 哲哉	当事業年度に開催された取締役会17回全てに出席しております。取締役会のみならず様々な場面において、経営者としての豊富な事業経験と、公認会計士としての専門的見地から、当社の意思決定の妥当性・適法性を確保するための意見やアドバイスを述べております。
取締役	牛島 真希子	当事業年度に開催された取締役会17回全てに出席しております。取締役会のみならず、様々な場面において、弁護士としての専門的見地から、当社の意思決定の妥当性・適法性を確保するための意見やアドバイスを述べております。
監査役	鈴木 晴夫	当事業年度に開催された取締役会17回、監査役会13回全てに出席し、経営者としての豊富な事業経験と、経営に関する高い見識をもとに、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適法性を確保するための意見やアドバイスを述べております。また、監査役会において、適宜、必要な発言を行っております。
監査役	山口 勝之	当事業年度に開催された取締役会17回のうち15回、監査役会13回全てに出席し、弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適法性を確保するための意見やアドバイスを述べております。また、監査役会において、適宜、必要な発言を行っております。
監査役	大久保 和孝	当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回、監査役会13回全てに出席し、公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適法性を確保するための意見やアドバイスを述べております。また、監査役会において、適宜、必要な発言を行っております。

(注) 上記記載の当事業年度に開催した取締役会の他、会社法第370条に基づき、取締役会決議があったものとみなす決議を1回行っております。

## V 会計監査人に関する事項

法令および当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.brainpad.co.jp/>) に掲載しております。

## VI 業務の適正を確保するための体制

法令および当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.brainpad.co.jp/>) に掲載しております。

# 連結貸借対照表

(2021年6月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
<b>流 動 資 産</b>	<b>4,938,142</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>1,104,353</b>
現金及び預金	3,430,730	買 掛 金	98,099
受取手形及び売掛金	1,033,152	未 払 金	142,597
仕 掛 品	39,295	未 払 費 用	103,056
前 払 費 用	221,808	未払法人税等	209,767
差入保証金	199,995	前 受 収 益	181,713
そ の 他	16,941	賞 与 引 当 金	93,035
貸倒引当金	△3,780	事務所移転費用引当金	26,018
<b>固 定 資 産</b>	<b>840,540</b>	資産除去債務	80,295
<b>有形固定資産</b>	<b>86,831</b>	そ の 他	169,770
建 物	43,952	<b>固 定 負 債</b>	<b>141</b>
工具、器具及び備品	42,879	そ の 他	141
<b>無形固定資産</b>	<b>296,217</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>1,104,495</b>
ソフトウェア	264,182	<b>純 資 産 の 部</b>	
ソフトウェア仮勘定	32,035	<b>株 主 資 本</b>	<b>4,674,187</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>457,490</b>	資 本 金	597,809
投資有価証券	203,218	資 本 剰 余 金	574,509
繰延税金資産	213,403	資 本 準 備 金	574,509
そ の 他	40,869	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>3,502,279</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>5,778,683</b>	そ の 他 利 益 剰 余 金	3,502,279
		繰越利益剰余金	3,502,279
		<b>自 己 株 式</b>	<b>△411</b>
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>4,674,187</b>
		<b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>	<b>5,778,683</b>

# 連結損益計算書

2020年 7月 1 日から  
2021年 6月30日まで

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		7,101,347
売 上 原 価		3,922,452
売 上 総 利 益		3,178,894
販売費及び一般管理費		2,327,598
営 業 利 益		851,296
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	9	
業務受託料	10,909	
受取販売奨励金	4,982	
補助金収入	24,925	
その他の他	4,489	45,316
営 業 外 費 用		
為替差損	1,392	
持分法による投資損失	11,628	
その他の他	76	13,098
経 常 利 益		883,514
特 別 利 益		
新株予約権戻入益	79	79
特 別 損 失		
固定資産売却損	437	
事務所移転費用引当金繰入額	26,018	26,455
税金等調整前当期純利益		857,138
法人税、住民税及び事業税	311,885	
法人税等調整額	△56,189	255,695
当 期 純 利 益		601,443
非支配株主に帰属する当期純利益		-
親会社株主に帰属する当期純利益		601,443

## 連結株主資本等変動計算書

2020年7月1日から  
2021年6月30日まで

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2020年7月1日 期 首 残 高	575,443	552,143	2,900,836	△411	4,028,012
当連結会計年度変動額					
新 株 の 発 行	22,366	22,366			44,732
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			601,443		601,443
株主資本以外の項目の当連 結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	22,366	22,366	601,443	-	646,175
2021年6月30日 期 末 残 高	597,809	574,509	3,502,279	△411	4,674,187

	新株予約権	純資産合計
2020年7月1日 期 首 残 高	527	4,028,539
当連結会計年度変動額		
新 株 の 発 行		44,732
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益		601,443
株主資本以外の項目の当連 結会計年度変動額(純額)	△527	△527
当連結会計年度変動額合計	△527	645,648
2021年6月30日 期 末 残 高	-	4,674,187

# 貸借対照表

(2021年6月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	4,919,972	流 動 負 債	1,104,024
現金及び預金	3,390,499	買 掛 金	100,190
受 取 手 形	22,111	未 払 金	142,517
売 掛 金	1,010,930	未 払 費 用	106,012
仕 掛 品	39,295	未払法人税等	208,317
前 払 費 用	221,099	未払消費税等	137,577
1年内回収予定の関 係会社長期貸付金	93,000	前 受 収 益	181,713
差 入 保 証 金	199,995	預 り 金	28,347
そ の 他	18,821	賞 与 引 当 金	93,035
貸 倒 引 当 金	△75,780	事務所移転費用引当金	26,018
固 定 資 産	866,644	資 産 除 去 債 務	80,295
有 形 固 定 資 産	86,831	固 定 負 債	141
建 物	43,952	そ の 他	141
工具、器具及び備品	42,879	負 債 合 計	1,104,166
無 形 固 定 資 産	306,692	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	273,412	株 主 資 本	4,682,450
ソフトウェア仮勘定	33,280	資 本 金	597,809
投資その他の資産	473,120	資 本 剰 余 金	574,509
投資有価証券	110,270	資 本 準 備 金	574,509
関係会社株式	104,576	利 益 剰 余 金	3,510,542
長期前払費用	40,806	そ の 他 利 益 剰 余 金	3,510,542
繰延税金資産	217,404	繰越利益剰余金	3,510,542
そ の 他	62	自 己 株 式	△411
資 産 合 計	5,786,617	純 資 産 合 計	4,682,450
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	5,786,617

# 損 益 計 算 書

2020年 7月 1 日から  
2021年 6月30日まで

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		7,098,397
売 上 原 価		3,952,364
売 上 総 利 益		3,146,033
販売費及び一般管理費		2,304,033
営 業 利 益		841,999
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,889	
受 取 家 賃	2,040	
業 務 受 託 料	10,909	
受 取 販 売 奨 励 金	4,982	
補 助 金 収 入	24,925	
そ の 他	3,586	48,332
営 業 外 費 用		
為 替 差 損	1,392	
そ の 他	76	1,469
経 常 利 益		888,862
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	79	79
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	437	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	72,000	
事 務 所 移 転 費 用 引 当 金 繰 入 額	26,018	98,455
税 引 前 当 期 純 利 益		790,487
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	310,924	
法 人 税 等 調 整 額	△58,267	252,657
当 期 純 利 益		537,829

## 株主資本等変動計算書

2020年7月1日から  
2021年6月30日まで

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自己株式	株主資本 合計
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計		
2020年7月1日 期 首 残 高	575,443	552,143	552,143	2,972,712	2,972,712	△411	4,099,888
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行	22,366	22,366	22,366				44,732
当 期 純 利 益				537,829	537,829		537,829
株主資本以外の項目 の 当 期 変 動 額 ( 純 額 )							
当 期 変 動 額 合 計	22,366	22,366	22,366	537,829	537,829	-	582,562
2021年6月30日 期 末 残 高	597,809	574,509	574,509	3,510,542	3,510,542	△411	4,682,450

	新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
2020年7月1日 期 首 残 高	527	4,100,416
当 期 変 動 額		
新 株 の 発 行		44,732
当 期 純 利 益		537,829
株主資本以外の項目 の 当 期 変 動 額 ( 純 額 )	△527	△527
当 期 変 動 額 合 計	△527	582,034
2021年6月30日 期 末 残 高	-	4,682,450

独立監査人の監査報告書

2021年 8月12日

株式会社ブレインパッド

取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人 ト ー マ ツ  
東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 香川 順 ㊞  
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 森竹 美江 ㊞  
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ブレインパッドの2020年7月1日から2021年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ブレインパッド及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2021年 8月12日

株式会社ブレインパッド

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 香川 順 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 森竹 美江 ㊞  
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ブレインパッドの2020年7月1日から2021年6月30日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年7月1日から2021年6月30日までの第18期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役及び有限責任監査法人トーマツから報告を受けました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、監査上の主要な検討事項については会計監査人と協議を行い、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年 8月24日

株式会社ブレインパッド 監査役会

常勤監査役  
(社外監査役) 鈴木 晴夫 ㊞

社外監査役 山口 勝之 ㊞

社外監査役 大久保和孝 ㊞

以 上

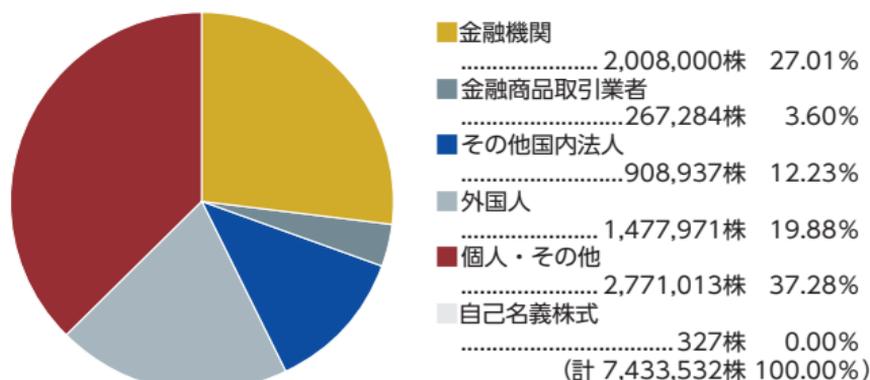
# 会社概要／株式情報

## 会社概要 (2021年6月30日現在)

商号	株式会社ブレインパッド (英文: BrainPad Inc.)			
本社	〒108-0071 東京都港区白金台三丁目2番10号			
設立	2004年3月18日			
資本金	597百万円			
役員	代表取締役会長	佐藤 清之輔	社外取締役	佐野 哲哉
	代表取締役社長	草野 隆史	社外取締役	牛島 真希子
	取締役	安田 誠	常勤社外監査役	鈴木 晴夫
	取締役	石川 耕	社外監査役	山口 勝之
	取締役	塩澤 洋一郎	社外監査役	大久保 和孝
	取締役	関口 朋宏		
グループ会社	Mynd株式会社 BrainPad US Inc. 株式会社電通クロスブレイン			
連結従業員数	429名			

## 株式情報 (2021年6月30日現在)

### 所有者別分布状況



※発行済株式総数、株主数、大株主については、招集ご通知P43をご参照ください。

## 株主メモ

事業年度	毎年7月1日から翌年6月30日まで
上場市場	東証第一部(証券コード3655)
株主名簿管理人	〒100-8233 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
【郵便物送付先】	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
【電話照会先】	0120-782-031 (通話料無料)
公告掲載方法	電子公告により行います。 公告掲載URL <a href="https://www.brainpad.co.jp/">https://www.brainpad.co.jp/</a> (ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告に よることができない場合は、日本経済新聞に掲載します。)

## 第18期の振り返り

### 2020年

- 7月 **提携・協業** 電通グループと合併会社「電通クロスブレイン」の設立に合意
- 9月 **表彰等** 2年連続、データ分析領域にてマイクロソフト ジャパン パートナー オブザイヤーを受賞
- 10月 **産学連携** 大阪大学大学院情報科学研究科に「数理最適化寄附講座」を開設
- 製品・サービス** [Roaster] をリブランド、企業のマーケティングDXをデータドリブンに実現
- 導入事例** 農林水産省の「データサイエンティスト育成プログラム」を支援
- 11月 **提携・協業** 伊藤忠商事と資本業務提携、データ活用によるDXを推進
- 12月 **表彰等** [Brandwatch] が、SNS分析領域のリーダーに選出
- 導入事例** 「伝統工芸品×AI」で「熊野筆」の技術伝承を支援

## 資本業務提携

### 伊藤忠商事と資本業務提携、データ活用によるDXを推進 — 日本アクセスとの食品サプライチェーンDXの推進、ベルシステム24とのマーケティングDXに関する取り組みなどを次々に発表 —

伊藤忠商事株式会社とは、2018年よりDX推進のためのデータ活用事例の創出とそのための基盤・体制構築に着手し、さまざまな事業分野において現場の課題解決のためのノウハウを共同で蓄積してまいりました(\*)。そして、その取り組みをさらに加速させるため、2020年11月に資本業務提携契約を締結し、当社は伊藤忠商事より3%の出資を受けております。

以降、総合商品商社である株式会社日本アクセスとの協業による食品サプライチェーンDXを通じた食品廃棄ロスの削減への取り組みや、コールセンター業界のリーディングカンパニー株式会社ベルシステム24との協業によるマーケティングDX領域における新サービス創出に向けた取り組みなど、データを活用した事業拡大や新規事業創出を積極的に推進しております。



当社主催の「DOORS - BrainPad DX Conference 2021 -」のキーセッションには、伊藤忠商事から情報・金融カンパニー 情報・通信部門長代行の堀内真氏(写真右)、IT・デジタル戦略部 デジタル戦略室長の関川潔氏(写真中央)が出演し、当社取締役の関口明宏(写真左)と対談。

### 電通グループと合併会社「電通クロスブレイン」を設立 — DX時代に求められるマーケティング戦略の立案から実行までを強力に推進 —

株式会社電通クロスブレインは、株式会社電通グループが66.6%、ブレインパッドが33.4%を出資する、2020年7月に設立された合併会社(\*)です。

ブレインパッドは、データ活用によるマーケティングを発展させるには、企業におけるデータの収集・蓄積・分析と、それに基づくマーケティング戦略の立案から実行までを一貫して支援する体制を強化することが重要であると考え、電通グループとの提携を進めることといたしました。

合併会社においては、国内電通グループ各社の顧客基盤やマーケティング戦略立案力と実行力、ブレインパッドのデータ分析力の融合により、DX時代に求められる企業のマーケティング活動を強力に支援してまいります。

(\*) ブレインパッドにとっては、持分法適用会社となります。



当社運営の「DOORS - BrainPad DX Media -」にて対談した、電通クロスブレイン代表取締役の川邊忠利氏(写真左)と、ブレインパッドから出向し取締役業務執行担当を務める佐藤洋行(写真右)。

### 2021年

- 1月 **表彰等** [Roaster] が、「[Treview Grid Award 2021 Winter]」の4部門で「Leader」を受賞
- 導入事例** 巨大地震発生時の災害医療シミュレーションを日本医科大学と実施
- 2月 **提携・協業** 伊藤忠グループと食品サプライチェーンDXを推進
- 産学連携** 東京大学素粒子物理国際研究センターの「複合AIの研究開発」を技術支援
- 製品・サービス** DX時代に必要不可欠なデータ活用人材の育成実績が5万人を突破
- 3月 **導入事例** リソナホールディングスの「DX自走化」のパートナーとして、中核組織を支援
- 4月 **提携・協業** 伊藤忠商事、ベルシステム24と、マーケティングDX支援の新サービス創出へ
- 導入事例** [Brandwatch]、クックパッドによる食の安全を守る活動を目的とした分析にて活用
- 導入事例** アサヒグループホールディングスへ、データ活用人材の育成プログラムを提供
- 6月 **イベント** 「DOORS - BrainPad DX Conference 2021 -」をオンライン開催

## 日本企業のDX支援パートナーとして 持続可能な未来をつくる

### 「DOORS - BrainPad DX Conference 2021 -」を開催 — 当社のクライアント企業とDX戦略を語る —

ブレインパッドが2021年6月16日(水)に開催した本オンライン・カンファレンスは、2,000名を超える視聴申込をいただき、盛況のうちにイベントを終えました。

カンファレンスには、各業界のDXをリードし、クライアントとしてもブレインパッドを熟知する、伊藤忠商事株式会社、株式会社りそなホールディングス、オルビス株式会社、ヤマト運輸株式会社、Zホールディングス株式会社から、それぞれのDX戦略のキーマンが出演し、当社と共にデータサイエンスを軸とした各社のデータ活用を語り合いました。



### データ活用人材の育成実績が5万人を突破 — さまざまな業界の人材育成事例を続々と発表 —

ブレインパッドが提供する「データ活用人材育成サービス」の公開講座と企業研修の合計受講者が、対面型講座・オンライン型講座を合わせて5万人を突破しました。

その提供実績は、株式会社三菱UFJ銀行、株式会社りそなホールディングス、アサヒグループホールディングス株式会社などの大手企業から、エヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会社などのIT企業、農林水産省などの官公庁まで幅広く、ビジネスの現場に活かせる実践型の講座内容と講師陣の品質が高い評価を得ています。



「DX自走化」のパートナーとして、当社が中核組織の立ち上げ期より支援している株式会社りそなホールディングスとの一枚

# 株主総会会場ご案内図

**会場** 株式会社ブレインパッド本社 会議室  
東京都港区白金台三丁目2番10号 白金台ビル3階  
TEL：03-6721-7001（代表）



**交通機関** 東京メトロ南北線・都営地下鉄三田線  
白金台駅 2番出口 徒歩1分

UD FONT

